

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を 進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携 直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等 を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や 働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も 進めます。
  - a. 事業活動に必要な持続的・安定的な確保を業界の課題として認識し、生産性の高い物流に取り組みます。
  - b. 働き方改革に向け、取引先や物流事業者等の関係者との相互理解と協力のもとで、物流改善に向けた取り組みが進展するよう業界として支援します。
  - c. 法令違反が生じる恐れがある場合の契約内容や運送内容の見直しに適切に対応するなど、取引先の物流事業者が労働関係法令・貨物自動車事業関係法令を遵守するよう業界として必要な啓蒙活動を行います。
  - d. 運送・荷役、検品等の運送以外の役務に関する契約内容を明確化するよう業界として呼びかけるとともに、取引先や物流事業者等の関係者の協力を得つつ、その遵守に努めます。
  - e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施等）
2. 「振興基準」の遵守 親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のはばかに積極的に取り組みます。
  - ①価格決定方法 不合理的な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。
  - ②手形などの支払条件 下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ 知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ 取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他、取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で“50/50（ファイティ・ファイティ）”とする、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明済です。

2022年7月28日

株式会社 花田運送 代表取締役社長 江藤伸一

企業名

役職・氏名（代表権を有する者）